

諏訪市告示第121号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第97条の2第1項の規定に基づき、昭和56年4月1日に置いた建築主事を、令和8年9月30日をもって廃止する。

令和8年7月31日

諏訪市長 金子 ゆかり